

# 条 例 見 直 し 調 書

作成年度

平成 20 年度

条 例 名	神奈川県職業能力開発促進法関係手数料条例		
条 例 番 号	平成 12 年神奈川県条例第 13 号	法 規 集	第 7 編第 2 章
所 管 部 局 室 課	商工労働部雇用産業人材課 技能振興・全国技能大会推進室		
条 例 の 概 要	職業能力開発促進法第30条の規定に基づいて都道府県に実施が義務づけられている職業訓練指導員免許及び同法第46条の規定に基づいて都道府県に実施が義務づけられている技能検定に係る手数料に関し、必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性  （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	職業訓練指導員試験及び技能検定に係る事務は、職業訓練指導員及び技能検定の受検者及び合格者という特定の者のために行うものであり、その事務に係る手数料に関する事項を定めた条例は必要である。	手数料（主なもの） 職業訓練指導員実技試験 15,800 円 技能検定実技試験（特級等） 15,700 円
	有効性  （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	職業訓練指導員試験及び技能検定に係る手数料の額は、基本的に「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」（以下「政令」という。）に定めがあり、本県においては政令で定める額と異なる額を定める特段の事情がないことから、本条例において基本的に同額の手数料を定めている。 なお、平成 20 年12月に政令が改正されたことを踏まえ、手数料の額の改正を検討する。	受験（検）者数 （平成 19 年度） 職業訓練指導員試験 195 人 技能検定試験 9,541 人
	効率性  （ 現行の内 容で効率的 といえるか。 ）	職業訓練指導員試験は特殊性、専門性が高いため職業訓練指導員等が行っている。また、技能検定の施行に関する事務については、合格の決定等に関する事務を除き、県職業能力開発協会が行っており、いずれも効率的に事務を執行している。	
	基本方針適合性  （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	職業訓練指導員試験及び技能検定は、神奈川の産業を支える技術・技能者の能力向上を支援するものであり、神奈川県構想の産業労働分野の政策の基本方向として位置付けた「生き生きと働くための就業支援と職業能力の向上」に適合している。 また、技能検定の施行に関する事務については、合格の決定等に関する事務を除き、県職業能力開発協会が行っており、「神奈川県民間活力活用指針」の考え方に合致している。	
	適法性  （ 憲法、法令 に抵触し ないか。 ） その他	地方自治法及び職業能力開発促進法の規定に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触しないものである。	
見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項	
	改正・廃止の必要はない。  <u>改正・廃止を検討する。</u>	政令改正により技能検定の手数料の額の改正を検討する。	
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	有 <u>無</u>